

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会

第1回自然部会 議事概要

日 時：平成19年6月22日(月)9:30~12:30

場 所：国土交通省会議室(合同庁舎3号館10階共用会議室A)

1. 資料-2「生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備」の評価について

(1) 総合的な視点・アプローチの必要性について

- ・空間的に限定された個別施策の取組みだけで自然環境の保全や健全化は難しいので、今後の方向性のなかで総合的な視点・アプローチが必要である。
- ・総合的なアプローチを行なうなかで、多様な目的に寄与する施策やメタ個体群が維持される様な広い空間を対象とする視点・施策が必要である。
- ・広い空間で考える場合、スケール・階層性の議論をきちんと取り入れて捉えていくことが必要である。

(2) 評価の視点について

- ・個別の施策が全体の目的に対してどのように貢献したかという評価を行うとともに、それとは逆に、ひとつひとつの施策が総合的な観点からどこを支えたかという評価もしてほしい。

(3) 評価の手法について

- ・具体的な流域を取り上げて、この流域では全体としてうまく行っている、この流域では十分効果が得られなかったという評価をすると、個別の施策がうまく組み合わせられることで政策を推し進めることができるといったレビューができるのではないか。
- ・評価のためのデータがとられていないものが多いため、データから評価できないものは既存の研究成果から期待できる機能を整理すればよい。
- ・事業と効果を1対1に結ぶのではなく、生態的な要素をマトリクス的に整理して、それぞれの施策がどのようなことに効果があるかという整理をするとよい。
- ・施策を実施したためにかえって何かが悪くなったかというようなネガティブインパクトのチェックも必要ではないか。

(4) 河川整備計画における環境の評価について

- ・従来の対症療法的な施策ではなく根治治療が必要だということを、河川整備計画のなかでどう反映させるかという考え方がわかりやすいのではないか。
- ・河川整備計画を策定する際に、治水・利水との関係についても深く分析した上で、環境についての方針を決めることが必要である。

(5) モニタリングの重要性について

- ・いままでの施策には、事業をしないで川が自然をつくるための場所を残すという発想がない。その原因の一つとして、モニタリングが十分でないことがあげられる。モニタリングを活用してそれを施策にどう反映させるかのプロセスが欠けている。
- ・研究者側も、問題点は指摘できても、改良の具体的な数値を提示できていないというのは事実であろう。

(6) 予測と評価について

- ・予測と評価のための科学的な研究の推進について、もう一步進めるためには、各施策でクリティカルなラインを示しておいて、それに至ったら事業を見直すというようなやり方もよいのではないか。
- ・レファレンスを立てて評価をすることが必要ではないか。
- ・このレビューは環境が劣化したものを事業によって良い方向に向けたかどうかを評価するという段階で、現在ある自然をどれだけ残すのかということは、先の段階である。ここではむしろ悪くなったところがリファレンスになるのではないか。

(7) 合意形成について

- ・合意形成については、意見の相違を前提として結論を導くための方法論を組み立てるべきである。

(8) 補助河川の評価について

- ・直轄河川と都道府県管理の河川との落差が大きくなっていくのではないかと懸念される。環境問題についても、そういう補助河川にもどうコミットしていくかを考えて欲しい。

(9) PRについて

- ・樹林帯制度は河川の外まで対象にできたという点で非常に良いことである。ダムの場合は周辺流域の森林管理という点でも重要である。川と樹林帯の関連性やダム湖と周辺の樹林帯の機能を評価し、PRすることが必要である。
- ・発電ガイドラインなど実績もあがっているし、効果も大きいのに、流域の人にあまり知られていない。もっとPRをすべきである。

了

第2回自然部会 議事概要

日 時：平成19年7月11日(水)10:00~12:00

場 所：国土交通省会議室(中央合同庁舎3号館1階共用会議室)

1. 資料-3 「生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備」に関する政策評価について

(1) 目標に対する個別施策の効果の評価について

- ・事業実施箇所が多いもの、少ないものがあるが、そもそも実施しないといけなところとどれだけあって、そのうちどれだけ実施してきたを整理しておくことが必要ではないか。
- ・魚類の遡上環境など水域の改善については若干進んでいる様だが、陸域の多様な環境や止水域については、まだまだこれからという印象を受ける。
- ・各施策でもともと目標としていたことに対する効果と、想定していなかったが副次的に生じた効果とはわけて評価すべきである。
- ・多自然川づくりや樹林帯制度のように、もともと治水目的で事業を実施するなかで環境にも配慮してきたものは、水系全体の環境を良くするという視点で評価する必要はないのではないか。

(2) 代表流域の評価について

- ・そもそもその流域にどのような問題が生じていて、それに対してどのような事業を実施し、どれだけ達成できたか、できなかったかという整理をした方がわかりやすい。
- ・データを総合的に見る必要がある。環境の変化が急速に進み、事業も実施されているなかで、さまざまな現象間の関連を定性的にでも整理しておく必要がある。
- ・大きな変化が生じる前のデータをもとに比較することが大切である。
- ・多自然川づくりを実施してワンド等が増えたという場合も、そもそもそこがワンドのあるべき場所かどうか、不自然な結果になっていないかは注意してデータを見る必要がある。

(3) 施策のあり方について

- ・対症療法はうまく進んでいるが、何故、根治療法をとってこなかったのかを考える必要がある。
- ・総合的に今の河川の状態を捉え、どこに手を加えるべきかを考える必要がある。範囲を決め、対象を絞って事業を実施することの意義については良く考える必要がある。
- ・河川整備計画等においても環境の目標が設定されておらず、全体の事業量も決め得ていない。段階的なゴールを事業として設定していくことも必要である。

(3) 環境の変化と生態系のレスポンスの捉え方について

- ・環境の変化が生物に与える影響は、部分的な評価しかできないのが現状であり、物理環境でのレスポンスと、物理環境と生物に関する一般的な知見から整理せざるを得ない。
- ・植生図は見た目にもわかりやすく、面積や空間パターンを指標として利用することができる。
- ・河畔林と外来種を同じ樹林として捉えてしまうと問題が見えなくなるので、切り分けて整理する必要がある。
- ・河川環境は、自然の営力と人為、内部因子の相互作用によるダイナミックなシステムである

ため、システム全体の概略だけでもとらえないと個々の効果・意味をとらえるのが難しい。

- ・生態系全体の評価は難しいが、代表種に着目した評価や目標設定が必要ではないか。

(4) 河川環境目標の設定について

- ・河川環境目標の位置付けについて、どこかで議論すべきである。
- ・目標設定の方法としては、各河川の生物の専門家により指摘された課題やその川の指標となる生物種、植生図を用いた植生の面積や空間パターンの指標を活用することの3点が挙げられる。

2. 資料-4「環境のモニタリングと評価」の評価について

(1) 環境影響評価・フォローアップについて

- ・環境保全措置の効果の判断は時間が必要である。長期的視点で保全措置を考えたり、事後調査を検討してみることも必要である。
- ・フォローアップ調査のなかでは、ミティゲーションの実態についても評価すべきである。

(2) 河川水辺の国勢調査について

- ・河川水辺の国勢調査の方法が変更となったが、調査頻度が10年に一度というのは、環境の急速な変化を考えると長すぎる。5年に一度に戻すことも検討すべきである。
- ・公開されているデータが利用しやすいものとなっていない。
- ・モニター調査やテーマ調査が導入されたが、まだ周知されていないようである。

(3) 環境調査のあり方について

- ・現状を記録する基礎的な調査（河川水辺の国勢調査、いわばインベントリー調査）と、事業にフィードバックするモニタリング調査とはどちらも重要であり、分けて考えるべきである。前者は補助河川を含めてどのように拡大・発展させるか、後者はいかに事業にフィードバック可能なものにするかを考える必要がある。
- ・補助河川では予算措置の面から直轄と同様の調査は難しい。事業に特化した調査とすることも考えるべきである。
- ・事業のモニタリング調査としては、事前に評価項目、評価手法を検討しておき、どのような状態になったら見直すのか等のラインを設定しておくことも考えられる。
- ・インベントリー調査の持つ意味はレファレンスである。個々の河川でなく、いくつかの河川を組み合わせても良いので、レファレンスを設定することはできないか。
- ・契約の時期の関係などで調査時期が前後したりする場合があるが、モニタリングを役立つものとするためには、調査の季節についても留意することが必要である。

了